

新株発行に関する取締役会決議公告

株主各位

平成18年3月16日
大阪市城東区諏訪三丁目3番21号
株式会社ハナテン
取締役社長 米倉 晃起

平成18年3月15日開催の当社取締役会において、第三者割当による第2回種類株式Bの発行について、下記のとおり決議いたしましたので、公告いたします。

記

第2回種類株式B発行要領

- (1) 種類株式の名称
株式会社ハナテン第2回種類株式B(以下「種類株式B」という。)
- (2) 発行新株式数
種類株式B 166,666株
- (3) 発行価額
1株につき3,000円
- (4) 発行価額の総額
499,998,000円
- (5) 発行価額中資本に組入れない額
1株につき1,500円
- (6) 資本組入額の総額
249,999,000円
- (7) 申込期日
平成18年3月31日(金曜日)
- (8) 払込期日
平成18年3月31日(金曜日)
(発行価額の総額と同額の貸付債権の現物出資の給付による)
- (9) 配当起算日
平成18年4月1日(土曜日)
- (10) 割当先および割当株式数
三洋電機クレジット株式会社 166,666株
- (11) 議決権

種類株式Bを有する株主(以下「種類株主B」という。)は、法令に別段の定めがある場合を除き、当社の株主総会における議決権を有しない。

- (12) 利益配当金
当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された種類株主Bおよび種類株式Bの登録質権者(以下「種類登録質権者B」という。)に対し、普通株式を保有する株主(以下「普通株主」という。)および普通株式の登録質権者(以下「普通登録質権者」という。)ならびに種類株主Aおよび種類株式Aの登録質権者(以下「種類登録質権者A」という。)に優先して配当する。

利益配当金の額

種類株式B1株あたりの利益配当金の額(以下「優先配当基準金額」という。)は、以下の算式に従い計算される金額とする。ただし、優先配当基準金額の上限は種類株式B1株あたり発行価額の1%とする。初年度における優先配当基準金額は、配当起算日から営業年度の最終日までの日数(初日および最終日を含む。)で日割計算した額とする。優先配当基準金額は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

$$\text{優先配当基準金額} = 3,000 \text{円} \times (6 \text{ヶ月物円TIBOR} + 0.5\%)$$

「6ヶ月物円TIBOR」とは、毎年3月31日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)における全国銀行協会が発表する6ヶ月物の東京日本円銀行間金利申込利率(トーキョー・インター・バンク・オファード・レート)の数値をいう。

6ヶ月物円TIBORに用いる数値は、%未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

中間配当金

当社は、種類株主Bまたは種類登録質権者Bに対し、中間配当を行わない。

非累積条項

ある営業年度において種類株主Bまたは種類登録質権者Bに対して支払う利益配当金の額が優先配当基準金額に達しない場合においても、その差額は翌営業年度に累積しない。

非参加条項

種類株主 B または種類登録質権者 B に対しては、優先配当基準金額を超える配当は行われぬ。

(13) **残余財産の分配**

当社は、残余財産の分配を行う場合、種類株主 B または種類登録質権者 B に対して、普通株主または普通登録質権者および種類株主 A または種類登録質権者 A に先立ち、種類株式 B1 株につきその発行価額と同額を支払う。

(14) **株式の分割等**

種類株式 B については、株式の分割および併合は行わぬ。また、種類株主 B には、新株引受権または新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を付与しない。

(15) **種類株主 B による償還請求権**

平成 27 年 6 月 1 日以降、種類株主 B は、当社に対して、毎期、前期の税引後当期純利益の 50% を上限として、種類株式 B を発行価額で買い取ることを請求することができる。

(16) **消却**

平成 18 年 4 月 1 日以降、当社は、種類株主 B に対して、毎期、配当可能利益を上限として、種類株式 B を発行価額で買い入れ、これを当該買入価額にて消却することができる。

(17) **現物出資**

現物出資をなす者の氏名

三洋電機クレジット株式会社

出資の目的たる財産

三洋電機クレジット株式会社が株式会社三洋倶楽部から譲り受けた当社に対する貸付金元本債権（当社と株式会社三洋倶楽部との平成 15 年 3 月 31 日付け債務履行契約書に基づき株式会社三洋倶楽部が当社に対して有していた貸付金元本債権総額 66 億円）のうち、平成 17 年 9 月 15 日に 30 億円の債権放棄を受け、また同日当社に対して 30 億 2 万 2800 円の現物出資がなされた後の残余の部分の一部（残債権総額金 599,977,200 円のうち 499,998,000 円の部分）。

出資の目的たる財産の価格

499,998,000 円

現物出資に対して与える株式の種類及び数

種類株式 B 166,666 株

以 上